

1 専門家派遣事業の目的

専門家派遣事業は、創業や経営革新等を目指す中小企業者等が抱える経営、技術、情報化等の課題に対して、専門的知識や経験のある専門家を派遣し、課題解決のための支援を行うことにより、中小企業者等の発展を支援することを目的としています。

2 専門家の登録資格

専門家の登録資格は、中小企業者等の経営若しくは技術の診断・助言に意欲を有する者であって次の各号の一に該当する者です。

- (1) 中小企業診断士、公認会計士、税理士、情報処理技術者、弁護士、技術士、経営士、弁理士、一級建築士、社会保険労務士、エネルギー管理士、品質システム審査員、環境マネジメントシステム審査員のいずれかの資格を有し、かつ2年以上の実務経験を有する者
- (2) 企画立案・設計及び新製品・新技術に関する実務に、概ね20年以上の経験を有する者
- (3) 経営コンサルタント業務に10年以上の経験を有する者
- (4) 技術コンサルタント業務に10年以上の経験を有する者
- (5) 大学、短期大学、高等専門学校において、自然科学等に属する科目の教授、助教授、講師である者
- (6) 自然科学等に属する科目の研究により博士、修士の学位を授与された者
- (7) コンピュータ及びソフトウェアについての専門知識を有し、中小企業の情報化促進業務に2年以上の実務経験を有する者
- (8) デザインに関する業務に10年以上の経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者と同等若しくはそれ以上の知識と経験を有すると認められる者

3 登録申請

「公益財団法人茨城県中小企業振興公社専門家派遣事業専門家登録申請書」（様式第1）に必要事項を記載のうえ当公社に提出してください。

4 登録審査

専門家の意見を聞いた上で審査を行い、決定します。
登録決定した専門家については、登録名簿に登載します。
なお、審査結果については、申請者に通知します。

5 登録有効期間

登録有効期間は、登録日から平成32年5月31日までです。

6 登録の取り消し

公社は、専門家が次の各号の一に該当する場合は、登録を取り消すことがあります。

- (1) 業務上知り得た企業秘密を漏らしたとき又は自己の利益のために利用したとき。
- (2) 事業の目的又は内容を逸脱した行為があったと認められるとき。
- (3) 心身の故障等により、業務の遂行ができなくなったとき。
- (4) 本人の申し出があったとき。
- (5) その他専門家として適当でないと認められるとき。

7 提出先（問い合わせ先）

公益財団法人茨城県中小企業振興公社 新事業支援課
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9F
TEL 029-224-5339
FAX 029-227-2586